

○国立大学法人浜松医科大学研究成果有体物取扱細則

(平成24年4月12日規則第2号)

改正 平成29年5月31日細則第17号 平成31年3月28日細則第12号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 成果有体物の提供(第2条―第5条)
- 第3章 成果有体物の受領(第6条・第7条)
- 第4章 退職・異動時の手続(第8条・第9条)
- 第5章 その他(第10条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人浜松医科大学研究成果有体物取扱規程（平成24年規程第1号。以下「規程」という。）第9条の規定に基づき、国立大学法人浜松医科大学（以下「本法人」という。）における研究等の成果として生じた有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 成果有体物の提供

(職員等の手続)

第2条 規程第2条第2号の各号に掲げる職員等（以下「職員等」という。）は、規程第3条に基づき本法人に帰属することとなった成果有体物を外部機関等に提供しようとする場合には、有償・無償にかかわらず、別に定める研究成果有体物届出書（提供用）を産学連携・知財活用推進センター（以下「センター」という。）に提出するものとする。

(センターの手続)

第3条 無償で提供する場合は、契約手続を進め、産学連携・知財活用推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）で事後報告する。

2 有償で提供する場合は、委員会で審議するものとする。

3 その他必要に応じて委員会で審議するものとする。

(提供の基準)

第4条 センターは、第2条の届出に係る成果有体物が次の各号に該当すると認めた場合は、原則として、その成果有体物は提供対象とはしないこととする。

(1) 第三者との契約に違反するおそれがある場合。

(2) 国内法、国際条約などに反するおそれがある場合。

(3) その他問題が発生するおそれがある場合。

(提供契約)

第5条 成果有体物を外部機関等に提供する場合は、本法人と提供先機関の間で研究成果有体物提供契約書（Material Transfer Agreement：MTA。以下「MTA」という。）を締結するものとする。

2 センターはMTAを作成するものとし、必要に応じて当該MTAの契約交渉を行うものとする。

3 産業利用・営利目的のために外部機関等に成果有体物を提供する場合は、原則として有償とするものとする。

4 MTAの締結にかかる諸手続は、研究協力課が行うものとする。

第3章 成果有体物の受領

(職員等の手続き)

第6条 職員等は、外部機関等が所有する成果有体物を受領しようとする場合には、別に定める研究成果有体物届出書（受領用）に、成果有体物の受領に必要なMTA、提供申込書、その他成果有体物の提供条件を規定する書類（以下「MTA等」という。）を添えて、センターに提出するものとする。

(受領契約)

第7条 センターは、前条の届出に係る成果有体物の受領に関し、本法人の研究活動、得られた研究成果の公表及び取扱い等について問題が生じるおそれがあると認めた場合は、職員等と協議のうえ、必要に応じて成果有体物の受領条件について当該外部機関等と交渉を行うものとする。

2 MTA等の締結及び成果有体物の受領に必要な諸手続きは、研究協力課が行うものとする。

第4章 退職・異動時の手続

(職員等の手続き)

第8条 規程第3条に基づき本法人に帰属することとなった成果有体物を保有・管理する職員等は、退職又は異動後も自らの研究目的のため成果有体物の継続使用を希望する場合には、別に定める研究成果有体物届出書（退職・異動用）を、センターに提出するものとする。

(成果有体物の提供・使用)

第9条 センターは、前条の届出に係る成果有体物の提供・使用により本法人の研究活動に問題が生じるおそれがないかどうかを確認する。

2 センターは、前項において問題が生じるおそれを認めない場合は、成果有体物の提供及び使用を承認するものとする。

3 センターは、第1項において問題が生じるおそれがあると認める場合は、必要に応じて関係者を交えて職員等と協議のうえ、当該成果有体物の提供・使用の可否を判断するものとする。

第5章 その他

(本細則の適用外)

第10条 本細則第2条から第7条の規定は、共同研究の相手先機関（共同研究契約が存在するものに限る）との間において成果有体物を提供または受領する場合のほか、別段の取り決めが優先する場合には、適用しない。

附 則

この細則は、平成24年4月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成29年5月31日細則第17号)

この細則は、平成29年5月31日から施行する。

附 則(平成31年3月28日細則第12号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。